

市第35号議案

スポーツ施設の指定管理者の指定の変更

次のようにスポーツ施設の指定管理者の指定の一部を変更する。

令和元年5月23日提出

横浜市長 林 文子

スポーツ施設の指定管理者の指定（平成27年9月25日議決）の表のうち、横浜文化体育館の項について次のように変更する。

（上段 変更案
下段 現行）

| 名 称 | 指 定 管 理 者 | | 指 定 の 期 間 |
|---------|-----------|--|--------------------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 横浜文化体育館 | 同 | 横浜市体育協会・ミズノ共同 事業体 代表者 公益財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏 | 平成28年4月1日か 同 ら令和2年10月31日 まで |

（備考）

この表における指定の期間の「同」とは、平成28年4月1日から平成33年3月31日までをいう。

提 案 理 由

横浜文化体育館の指定管理者の指定の期間を変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）